

三位一体改革の影響額を都区財政調整の配分割合に確実に反映させるための意見書

国と地方の税財政改革（三位一体改革）によって東京23区の歳入が受ける影響額は、約777億円となると特別区長会があきらかにしました。2006年度ベースの個人住民税では、新宿区の29億円を含め11区で500億円減り、12区で240億円増え、差し引きで260億円の減収になるほか、義務教育費国庫負担金など国庫補助金が減るためです。

2006年度の都区協議では「三位一体改革の影響への対応として、都から提案された2%アップについては影響の全体像を見極め、2007年度財調協議において合意できるように努力する」との内容で合意しています。

今回、特別区長会の試算で777億円の減収という極めて大きな影響額は、区民生活にも多大な影響を与えるものであり、区民のくらしを守るうえからも減収分を確実に反映した配分割合となることが求められます。東京都におかれましては、そのことを十分に踏まえて都区協議に臨まれるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年12月8日

新宿区議会議長名

東京都知事あて